

菌類研究会会則

[名称等]

第1条 本会はシニア自然大学校内のサークル（クラブ）に属し「菌類研究会」と称する。

[事務局]

第2条 事務局は事務担当の所属する所におく。

[目的]

第3条 きのこ等の菌類を通して、自然に親しみ、観察・調査・研究・保護等を目的とする。

また、会員相互の親睦を図る。

[事業]

第4条 上記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 菌類の野外観察
- (2) 菌類の同定または鑑定
- (3) 菌類の調査
- (4) その他、目的に必要な事業

[会員]

第5条 会員はきのこなど菌類に興味を持つシニア自然大学校・修了生、講座生及び会員が推薦し、役員会で認めたものとする。

ただし、本会の行う野外観察会などに、会員の家族等の参加を妨げない。

[入会および退会]

第6条 本会に入会を希望するものは、規定の申込書に住所、氏名、生年月日、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレス、入会希望理由等を記載し、年会費を添えて申し込むこと。

また、退会するものは、その旨事務局に申し出るものとする。

[役員]

第7条 次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長 1名 必要に応じ置くことが出来る。
会長を補佐し、事故時などは会長の任務を代行する。
- (3) 事務担当 1名 必要に応じ補佐を置くことができる。
イ、入会受付・名簿作成 ロ、行事事務 ハ、連絡
- (4) 会計担当 1名 本会の会計事務を行う。必要に応じ補佐を置くことが出来る。
- (5) 実習担当 1名 本会の実習行事を担当する。必要に応じ補佐を置くことが出来る。
- (6) 運営幹事 若干名 他の役員と協力し、本会の事業の立案・実施などを行う。
- (7) 会計監査 2名 本会の会計監査を行なう。
- (8) 顧問 必要に応じ顧問を置き、会の活動支援を受ける。
- (9) 役員会は 必要に応じ 会長が召集し、開催する。

[会費]

第8条 年会費を徴収し 事務および行事費用の一部に充当する。

第9条 会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。但し、会計報告は2月総会で行い、総会及びそれ以降3月31日の間に発生した費用は、次年度に計上する。

年会費は3,000円とする。ただし10月以降の入会者の会費は1,500円とする。

また、会員が2年間 年会費未納の場合は 会員資格を失うものとする。

第10条 野外観察会、学習会などの行事において、参加者から参加費を徴収し、必要経費に当てることができる。

[罰則]

第11条 会員が本会に重大な迷惑を掛けた時は「注意、退会勧告」などの処分を行うことが出来る。

[休会]

第12条 会員からの申し出があり、役員会での承認があれば 休会会員となることが出来る。

また、本人からの申し出があれば 会員に復帰することが出来る。

休会中の年会費は無料とする。

[総会]

第13条 年1回（2月）または必要に応じ、総会を開催し、年間計画・会計報告・役員の選出などを行う。
なお、総会は会員の過半数以上の参加（委任状を含む）で成立するものとする。

第14条 会則の改廃は役員会で審議し、総会で出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

[付則] 本規約の発効は平成16年 4月 1日とする。

改定 : 平成18年 2月26日

改定 : 平成26年 2月22日

改訂 : 平成29年 2月25日

改定 : 令和2年 2月22日

改定 : 令和6年 2月18日

以上